

独立行政法人男女共同参画機構（仮称）（以下、新法人）の設立及び男女共同参画センターの機能強化に向けて、新法人及び男女共同参画センターを法的に位置付けるべく、令和7年通常国会への法案提出準備が進んでいることを歓迎します。

そのうえで、以下の点について意見を述べます。

1 新法人の役割について

（1）男女共同参画基本計画に定める施策全般の推進

今回示された資料2「（独）男女共同参画機構（仮称）の設立及び男女共同参画センターの機能強化に向けて」では「趣旨」として「男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構（仮称）を新設する」となっていますが、新法人が「施策を行う」ということの意味をより明確にしたほうがよいと考えます。

「独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（以下、WG 報告書）13 ページには、「センター及び NVEC における機能強化」について「機能強化に当たっての基本方針」として、「男女共同参画基本計画に定める施策全般にわたって、その推進に資する普及啓発、人材育成、調査研究、国際事業等を行う「ナショナルセンター」として、NVEC の機能強化を図る」とされています。

このように、新法人が「男女共同参画に関する施策を総合的に行う」とは、男女共同参画基本計画に定める施策全般について、ナショナルセンターとして推進していく役割を果たすということであるべきと考えます。

特に、新法人には、地域の男女共同参画センターでは取り組むことが難しいメタレベルの調査研究等を、アカデミックな知見の蓄積を活かして取り組んでいくことを期待します。

（2）EBPM 機能の強化

男女共同参画基本計画の推進には、EBPM が不可欠です。WG 報告書 20 ページには、「男女共同参画基本計画に定める数値目標等の達成状況を始めとする施策の進捗や、その効果を分析するためのジェンダー統計を充実させ施策立案や実施を支える EBPM 機能の強化を図る」とされています。この機能は新法人がナショナルセンターとして機能するうえで非常に重要です。ぜひ、積極的に強化することを要望します。

2 「国及び地方公共団体の基本的施策の追加並びに男女共同参画センターの法的位置付け」に関連して

(1) 地方公共団体の基本的施策の追加について

資料2では「(1) 連携及び協働の促進」として「地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点（男女共同参画センター）としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努める」とされています。ここで言及されている「体制」として、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討に関する提言」（以下、提言）の「第4 業務実施のための環境整備」に記述されている諸点を具体的に実現していくことが肝要です。特に、提言13～14ページに記述されている能力を備えた男女共同参画センター職員の人材育成は欠かせません。

3 新法人及び男女共同参画センターの人員体制と予算について

機能強化にあたっては、それに見合った人員体制と予算の確保が必要です。国においては新法人が十全にその機能を発揮できるように、予算を確保してください。

地方公共団体に対しては、地域において男女共同参画施策を推進していく拠点としての男女共同参画センターの機能強化の重要性を伝え、人員体制と予算の確保も含めて取り組みを強化していくように働きかけていただきたいと思います。

なお、資料2「新法人の概要」③研修の項にある「施設設置型法人とせず」との記述は、あくまで新法人のあり方についてのものと理解します。WG 提言27ページでは、「基本法第3条～7条までに規定された男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念や、「第3 各業務の基本的考え方と具体的内容」を踏まえ、その機能を十分に果たすことが可能であれば必ずしも、センター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設にセンターの名称・機能を付与することも考えられる」としていますが、同時に「一方、一定の事業を行う場合には、然るべき設備を整えることが望ましい場合もあり、施設があれば、以下のようなことが可能となる」として相談室、図書機能の例を挙げています。資料2の上記記述が男女共同参画センター全般について施設設置型ではないと誤解されないように留意ください。